

「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定 に向けた検討について

1. 現状

- 我が国に在留する外国人は、293万人（出入国在留管理庁、令和元年末）と過去最高を記録し、人口比も2%を超えて増加傾向にある。在留外国人の中長期的な滞在及び定住化の傾向が進み、来日当初の基本的な生活上の基盤を形成するために必要となる日本語のみならず、子育てや就労等に必要となる日本語が求められるようになっている。
- 国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、平成22年に国語分科会で策定された「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」（以下、標準的なカリキュラム案という。）が活用されている。
- 標準的なカリキュラム案は、「基本的な生活基盤を形成するために必要であり、安全にかかわり緊急性があるもので、やりとりが複雑でないと考えられるもの」と「その際、情報として知っておく必要があると考えられるもの」が生活上の行為の事例の中から121事例選ばれ、「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」として「能力記述」「場面」「やりとりの例」「機能」「文法」「語彙」「技能」が示されている。
- 地域における日本語教育を担う人材については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月国語分科会）において、地域日本語教育コーディネーター、「生活者としての外国人」に対する日本語教師（初任）、日本語学習支援者等、役割・段階・活動分野によって整理され示された。
- 特定技能の在留資格が新設されたことにより、就労を目的とした在留外国人が増加することが予想され、入国要件等に一定の日本語能力が課せられるようになった。
- 国語分科会日本語教育小委員会において、CEFR（ヨーロッパ言語教育参照枠）を参考に、「日本語教育の参照枠」一次報告（案）が示された。
- 日本語教育の推進に関する法律に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月閣議決定）では、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされ、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、標準的なカリキュラム案について、検証を行い、改定を行う」とされた。

2. 課題

- 標準的なカリキュラム案に示された「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、平成22年に策定されたものであることも考慮し、社会状況の変化に鑑み、見直しを含めた検討が必要である。
- 在留外国人の定住化の傾向を踏まえ、子育てや就労に関する日本語教育が求められると考えられるが、標準的なカリキュラム案にはそれらの項目に基づいた「生活上の行為の事例」に対応する学習項目の要素が挙げられていない。
- 標準的なカリキュラム案では、日本語の熟達度を示すレベルは示されていない。特定技能等の一定の日本語能力（A2相当）を身に付けた上で来日する外国人も増えてくることを想定すると、学習の目安となる日本語のレベルを示す必要があるのではないか。
- 標準的なカリキュラム案では、教材例集は示されているものの、具体的な教育内容や教材は地域の実情に合わせて設定・作成することが求められている。しかし、地域によっては日本語教育人材の不足等によって教材の作成が難しいといった声が聞かれる。
- 外国人の生活に必要な日本語教育の内容等は、標準的なカリキュラム案のほか、(独法)国際交流基金日本語国際センターが開発した「生活日本語 Can-do」がある。生活分野別の日本語教育は国内・海外に関わらず学習されることから、「日本語教育の参照枠」を踏まえて連携を取る必要がある。

3. 検討事項

- (1) 「標準的なカリキュラム案」におけるレベルについて
 - ・「日本語教育の参照枠」一次報告(案)で提示された「標準的なカリキュラム案 Can-do」(試案)のレベル分けを参考としたレベルの検討
 - ・「自立した言語使用者」に相当するレベルの検討
- (2) 「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例について
 - ・現行の生活上の行為の事例の見直し
 - ・「子育て・教育を行う」「働く」の生活上の行為の事例追加
- (3) 「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素について
 - ・「能力記述」「場面」「やりとりの例」「機能」「文法」「語彙」「4技能(話す, 聞く, 読む, 書く)」の学習項目の要素の見直し

(4) 「標準的なカリキュラム案 Can-do」の作成について

- ・生活上の行為の事例に基づく Can do の追加・見直し
- ・「自立した言語使用者」に相当するレベルに対応した Can do の作成
- ・「子育て・教育を行う」「働く」の生活上の行為の事例に基づく Can do の作成

4. 検討方法

本ワーキンググループで検討された検討事項に基づいて、調査研究を実施する。その調査研究の結果をもとに標準的なカリキュラム案の改定を行う。

- ・調査研究 令和2年11月～令和3年3月（予定）

5. 想定される成果物

- (1) 「日本語教育の参照枠」の分野別の能力記述文「生活 Can do」に収録される Can do の提示
- (2) 生活 Can do に基づいた「学習項目の要素」の提示

以上